

平成31年第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月11日(木) 午後1時30分から午後4時30分
2. 開催場所 人権交流プラザ3階大ホール
3. 出席委員 (22名)
- | | | | | | |
|----|-----|--------|---------|-----|--------|
| 会長 | 3番 | 濱田香 | 会長職務代理者 | 9番 | 田 洩 緑 |
| 委員 | 1番 | 家根宗 継 | 委員 | 13番 | 岩永正 司 |
| 〃 | 2番 | 川上信 温 | 〃 | 14番 | 香川 恵 |
| 〃 | 4番 | 谷口伸 樹 | 〃 | 15番 | 山口 三子夫 |
| 〃 | 5番 | 小林一 淳 | 〃 | 16番 | 福田 淳一郎 |
| 〃 | 6番 | 大西 隆 | 〃 | 17番 | 加藤 修 |
| 〃 | 7番 | 石谷 隆 | 〃 | 18番 | 柳田 和 廣 |
| 〃 | 8番 | 山田 準 二 | 〃 | 19番 | 田中 和 美 |
| 〃 | 10番 | 建部 憲 二 | 〃 | 21番 | 福安 重 修 |
| 〃 | 11番 | 小林 勉 | 〃 | 22番 | 砂川 重 雄 |
| 〃 | 12番 | 猪口 実 | 〃 | 23番 | 福田 重 収 |
4. 欠席委員 (2名)
- | | | | | | |
|----|-----|-------|----|-----|-------|
| 委員 | 20番 | 村田幸 範 | 委員 | 24番 | 安東和 彦 |
|----|-----|-------|----|-----|-------|
5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：17名)
- | | | | |
|------|--------|-----|---------|
| 旧市 | 山田 義 光 | 旧市 | 霜 田 英 之 |
| 邑美 | 有本 知 勝 | 邑美 | 山根 昌 博 |
| せんだい | 有田 裕 俊 | 高草 | 民谷 富 清 |
| 高草 | 谷口 彰 俊 | 湖南 | 森 脇 林 美 |
| 湖東 | 小松 和 幸 | 国府町 | 山 脇 隆 雄 |
| 国府町 | 澤田 富 雄 | 福部町 | 平 林 久 治 |
| 河原町 | 梶川 和 生 | 佐治町 | 山 下 増 夫 |
| 鹿野町 | 谷口 和 人 | 鹿野町 | 原 田 一 |
| 青谷町 | 大石 剛 史 | | |
6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議事
- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 鳥取農業振興地域整備計画の変更について |
| 議案第5号 | 農地転用事業計画変更申請について |
| 議案第6号 | 非農地証明について |
| 議案第7号 | 鳥取市農用地利用集積計画について |
| 議案第8号 | 鳥取市農用地利用配分計画について |
- 第3 報告事項
- | | |
|-----|--------------------------------------|
| (1) | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について |
| (2) | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について |
| (3) | 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について |
| (4) | 公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について |
| (5) | 農地の形状変更届出書の受理について |
| (6) | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成31年度第1回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在22名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、1番 家根委員、2番 川上委員を指名します。</p>
事 務 局	<p>では、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号1番につきましては、北村地内の田 621㎡を売買により所有権移転するものです。申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は6アールとなり、要件を満たしておりませんが、取得後に中間管理事業により生産法人へ貸借する予定ですので、問題ないと判断します。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
谷口彰委員	<p>農業委員、申請者と現地確認しました。申請地は、水田として利用されており、取得後も生産法人へ貸借される予定で組合長の確認もとれておりますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
家根委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号2番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号2番につきましては、生山地内の田 355㎡を売買により所有権移転するものです。申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p>

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は56アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

有本委員 農業委員、申請者と現地確認しました。申請地は、水田として利用されております。譲受人は耕作意欲のある方で、所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 担当農業委員が欠席ですので、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号3番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番につきましては、河原町片山地内の田4筆 6,190㎡を贈与により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は67アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

梶川委員 農業委員、申請者と現地確認しました。申請地は、水田として利用されています。親と同居する息子への生前贈与ですし、所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

谷口伸委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

	<p>続きまして整理番号4番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号4番につきましては、国府町中郷地内の田1筆、畑1筆 2,085㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は71アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
澤田委員	<p>農業委員、事務局と現地確認しました。地元にいる親戚に贈与ということで、所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
福田収委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号5番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号5番につきましては、西大路地内の田1筆、叶地内の田2筆、合計3筆 9,934㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から2km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は4,432アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。</p>

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
霜田委員	農業委員、申請者と現地確認しました。申請地は、水田として利用されており、取得後も効率的に耕作される計画です。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
岩永委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号6番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号6番につきましては、福部町湯山地内の畑 2,024㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から4km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は84アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
平林委員	農業委員、申請者と現地確認しました。申請地は、畑として利用されており、取得後も効率的に耕作される計画です。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

	<p>整理番号1番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町鹿野地内の田1筆、1,507㎡のうち330.42㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に2つ以上の教育及び公共施設等がある農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
原田委員	担当農業委員と現地確認しました。近隣住民から駐車場が不足しているとの要望が多数ありまして駐車場に転用したいとのこと。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>整理番号2番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。 申請地は、湖山町西二丁目地内の畑1筆、762㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内の農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員	担当農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。太陽光発電施設を設置するという事で、第4条申請が出ております。この土地の周りは、住宅が建っておりまして、申請者が近隣住民から太陽光発電設置の同意を得ておられました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
田中和委員	最近、農業委員会では、太陽光発電施設の設置を認めてきております。太陽光発電施設の耐用年数とこれが万が一破損した時の始末、この辺の関係の書類は、どのように扱っているのでしょうか。
事 務 局	基本的に耐用年数が20年間ということで、利用されていると思います。農地から一時的に使いたいということで、ご相談いただくこともありますが、20年間太陽光発電施設の敷地として使われる予定であれば、一時転用ではなく、今回のような恒久転用のような形で、申請書を提出いただいています。実際にそういった設置費用、太陽光発電の施設として転用するという事で、資金面だったりとか、見積を提出していただくのは、許可条件の中にあるんですけど、それはあくまでも設置に関するところまでになります。撤去費用であったり、そういったところまでは求めていません。そこは、設置者で責任を持って廃棄等の処理をしていただくということで、口頭での指導という形になりますけど、事務局の方からそういった形でお話をさせていただいております。

田中和委員	20年間の間に設置者が倒産、もしくは逃げ出した場合、この後始末の方向性というものが、審議されていないですよ。20年の内に耐用年数が来て、壊れたということであれば、当然そういうことがあり得るんですけど、設置者以外の人、許可をもらった人が倒産したところまで見るのって言われたらその辺検討していないですよ。やはり、太陽光発電施設の件数がこれだけ多くなったが、自分たちも担当はするんですけど、最後の耐用年数、もしくは途中の故障した分における処理が、非常に曖昧、もしくは見えていない。この件については、やむを得ないと思いますが、今後、皆さんとどういうふうにしていくのか、その辺を出して欲しいと私は思っています。
議 長	太陽光発電施設の設置につきましては、大きな施設ですので、やはり廃棄等の問題は危惧されていると思います。私も業者の方に尋ねたことがあったんですけども、撤去費用とかはどのくらいかということを知りたいんですけど、それは売電価格の方に含まれていて、撤去ができるような支払いになっているというようなことを聞いたことがあったんですけど、そこら辺は定かではないので、撤去費用分をとらずに使ってしまったら無くなります。また、改めてそこら辺のところは検討していきたいと思います。
小松委員	申請者は、本人が自分の土地に太陽光発電施設を設置されるので、第三者が借りてするのであれば、心配があると思うんですけど、本人がされるし、跡取りもあるんだから、問題ないと思います。
川上委員	この土地は、本宅の隣地番の家と向かいの自分の所有地に設置されるので、本人は、運命共同体としてやられるのではないかと思います。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号1番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、長谷地内の田4筆、合計面積2,598㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有田委員	3月30日に担当農業委員と現地確認を行いました。これらの土地は、昨年12月11日の農業委員会で審議された転用農地と地続きのところで、転用の許可が下りれば、建設車両の駐車場等に使用したいということです。 現況は休耕田になっておりまして、大部分は雑草に覆われております。転用しても営農に支障が生じる状況ではありません。この土地の北側は、砂見川の背の高い堤防がありますし、南側は神戸の方に行く県道に挟まれておりまして、西側に隣接する土地がありますけど、その所有者の方からの同意書も提出されております。ここを盛土するわけですけど、境界に擁壁を設けて、盛土をして雨水等が流れる時は、道路の側溝とか農業用排水路に流す計画も立てておられます。 譲受人については、過去に無断転用等は無かったとのことですし、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
建部委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>整理番号2番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町中園地内の田1筆、611㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口和委員	<p>4月4日に担当農業委員と現地確認を行いました。本人はアパートに住んでおられまして、親の家の近くに帰りたいということで、土地を購入して、宅地に転用して家を建てたいということでございます。 周辺を見ますと、水路も整備されておりますし、家を建てたとしても問題ないと思います。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。角地ですし、集落に隣接しており、既に隣に屋敷も建っていますので、問題ないと思います。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第4号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について説明します。 協議番号鳥取1につきましては、農業振興地域内農用地区域からの除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、大塚地内で田1筆856㎡のうち568㎡を除外するものです。除外の理由は、分家住宅を設置するためです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民谷委員	<p>4月4日に担当農業委員と現地確認しました。今回の申請地ですが、申請人の息子さんが地元に戻ってきて、住宅を建てて、将来的には親のやっている農業を引き継いでをやっていききたいということで、住宅建築を目的として、土地を探されたました。実家の敷地内はスペース上の問題で家が建てられなく、近くでもいろいろ探されたらしいんですが、申請人の農地を住宅地に選定して、農振除外の申請となったということです。 現地の農地ですけども、隣には家が建っています。反対側には、田んぼがありますが、この農地は幅が34m、奥行きが25mあるわけですけども、坂道に添って田んぼがあるもんですから、7mの部分と残り28mの部分に2つに分かれていまして、約80cmの段差が出来ていて、石垣で区分してあります。本来ですと、2つの土地に分かれているようになってますけども、実際には1筆になっております。下段の部分の約半分を盛土をして7mの部分まで嵩上げをして、嵩上げた部分に住宅を建てるという計画で、残りの部分^hは農地として畑にしようという計画だそうです。住宅建築に関しましては、大塚区長、隣の住居の所有者、また、隣接農地の所有者4名から同意書を取り交わし済だということです。代替地がその他にないかどうか、あるいは隣接農地に支障がないかどうかということを検討しましたが、農振除外することに問題ないと判断します。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員 議長	<p>担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第4号鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第5号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第5号農地転用事業計画変更申請について説明します。 整理番号1番につきましては、従前の許可内容が一時転用であったため、期間延長を事由とした事業計画の変更になります。 里仁地内の田747㎡において、平成28年10月21日付けで資材置場を目的とした転用を許可したのになります。 変更内容につきましては、平成31年10月30日までを終期に期間延長を行いたいというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
森 委員	3月29日に担当農業委員と現地確認しました。現地は以前から資材置場として使用されておりまして、今回は、集積化に伴って、1ha以上の田んぼを借りられまして、それに伴って畔土の残土や肥料やたい肥の置き場に使用するということ前と同様です。それと機械の保管場所としても使いたいということで、期間が来たもんですから、その再使用の願いを出されたものです。前回同様、周辺地権者の了解を取っておられまして、問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第6号「非農地証明について」を議題とします。整理番号1番は整理番号8番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第6号非農地証明について説明します。 整理番号1番の申請地は、国府町吉野地内の田5筆、合計2,781㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号8番の申請地は、国府町吉野地内の畑1筆、142㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山脇委員	4月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、戦後より耕作されておらず、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
山田準委員	担当推進委員の報告のとおりであり、先月に申請のあった案件と同じ区域になりますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番および8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番は整理番号3番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	整理番号2番の申請地は、覚寺地内の田1筆、1, 102㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号3番の申請地は、覚寺地内の田1筆、1, 444㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田義委員	4月1日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、土地造成され、資材置場として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番および3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号4番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号4番の申請地は、伏野地内の畑1筆、9, 295㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廢したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	4月5日に湖東地域の推進委員3名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、松が生えており、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廢した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号5番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号5番の申請地は、相生町二丁目地内の田1筆、489㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田義委員	4月1日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

	<p>続きまして整理番号6番は整理番号10番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号6番の申請地は、高路地内の田1筆、畑3筆、合計2,755㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号10番の申請地は、高路地内の畑3筆、合計864㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
谷口彰委員	<p>4月9日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、孟宗竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
家根委員	<p>担当推進委員の報告のとおりであり、申請地の詳細な位置がどこかわからないほど山林化しておりましたので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号6番および10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号7番は整理番号12番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号7番の申請地は、西大路地内の畑1筆、56㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号12番の申請地は、久末地内の畑3筆、合計349㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
山根委員	<p>4月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請人は米子在住で、西大路にある自宅は現在空き家となっております。整理番号7番の申請地の現況は、コンクリートが敷設され駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。整理番号12番の申請地では、昔は芋などを作付けされていたようですが、現在は原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p>
山田準委員	<p>地図では申請地が特定されていないようだが、申請地の位置はどこになるのか。</p>
事務局	<p>申請地は公図上でも特定されていないため、詳細な位置はわかりませんでした。周辺の土地も含めて原野化しておりました。</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号7番および12番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号9番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号9番の申請地は、佐治町大井地内の田1筆、622㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>

山下委員	4月1日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当し、周辺農地の営農に支障ありませんので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福安委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号11番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号11番の申請地は、青谷町長合瀬地内の畑1筆、23㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
大石委員	4月4日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物が建築されており、宅地として利用されており、周辺も宅地化しておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号13番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号13番の申請地は、六反田地内の畑1筆、601㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	4月1日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物2棟が建築されており、宅地として利用されておりました。申請地は集落内の農地であり、現在は空き家となっております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号14番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号14番の申請地は、賀露町地内の田2筆、合計140㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員	4月5日に湖東地域の推進委員3名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、県道が整備された際の残地に雑木が生えており、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第7号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第7号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、平成31年4月23日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規75件、更新81件、合計156件で、面積は、田451,314㎡、畑30,742㎡、樹園地他1,571㎡、合計483,627㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権97件、使用貸借による権利59件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第8号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第8号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田140,122.11㎡、畑5,659.61㎡。権利種別の内訳は、賃借権82件、使用貸借による権利14件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地の形状変更届出書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議 長	何か質問、意見等あれば。本日の審議案件はすべて終了といたします。・・・はい、どうぞ。
田 中 委 員	議事録の署名について、前々回か質問しました。何か月待てば署名が来るのでしょうか。おそらく事務局が多忙であれば、人を入れてでも処理をしていかないと、忘れたところに署名してください。と言われても、また、この総会場で署名してくださいというのはあり得ないと思います。総会の開催で審議案は1ヶ月以上保留期間があり、それまでに処理をしなければならないと思います。それがいつまでも出てこないのはおかしいと思います。あまりにもお粗末な組織になっているのではないのでしょうか。
事 務 局	議事録作成が遅くなっており、大変申し訳ございません。今現在、今年の2月分まで作成させていただいてまして、出来上がったものから順次、議事録署名人の方にお送りさせていただいているところです。いま、3月分4月分の方がまだ作成できておりませんので、至急に作成し議事録署名人の方にお送りさせていただきたいと考えています。よろしくをお願いします。
局 長	後から来たものですから、どのような状況か分からなかったんですけども、期間が掛かりすぎだなとは思っています。鋭意早目に作成させていただいて郵送の方したいと思います。よろしくをお願いします。
田 中 委 員	もう一ついいですか。1年前にも質問しましたが、農業委員会の組織の在り方ですが、記録もしくは報告書などいろいろな書類があると思いますが、これについて事務局長が印を押し処理をします。変更するという事は前局長に聞いていました。しかし、いつ変更をして正式な書類になったかという説明を受けていません。会長にお聞きしますが、会長職として印を押した書類は何枚ありますか。お尋ねします。
事 務 局	田中委員の方から何枚というご意見がありました。事務局が決裁する文書については会長の決済となっておりますが、会長はいつも来られるわけではありませんので、事務局長の方で専決処分という事で処理をさせていただいています。会長から印をいただいたものに関しては、視察のものであるとか、そういうものに印をいただいています。以上です。
田 中 委 員	専決処分とは何ですか。
事 務 局	専決処分につきましては、会規則の方でご覧になっていただいていると思います。昨年に配布しました会規則でそれを示してありますので、ご覧いただければと思います。
田 中 委 員	議事録の件、事務処理の件について、事務局サイドの処理と農業委員会としての処理というものがあると思います。農業委員会の現場の処理というのは会長の必要な判断だと思います。これを局長の印だけで会長の印が押されていないのはおかしいと思います。早急に改善策をお願いしたいと思います。
議 長	監査も通っているようすし。正しい処理がなされていると思います。
田 中 委 員	完了届が現場から出てきた場合に、農業委員も推進員も確認していない書類に局長が印を押すんですか。
議 長	正しい処理がなされていると思われまますので。不明なことがありましたら改めて時間を取って対応しますので。
田 中 委 員	個人的な話ではなく、組織全体の在り方の話です。
事 務 局	田中委員さんのご意見につきましては、確認しまして報告したいと思います。
議 長	いつかは忘れましたが、転用の完了届が出てきたら、その担当地域の推進委員、農業委員そして事務局、その3人がそろって確認をするように決まった。それからは各個人に完了届が出ましたので確認をしてください。という案内が行っていると思うのですが、私の所にも先月2件続けて来ましたので、確認させてもらいました。印を押した覚えはありませんけれど、確認はできていると思っております。皆さんのところはいかがでしょうか。文書が来た事はないでしょうか。

		「来ました」と呼ぶ者あり。
議	長	田中委員さんこれでも、まだダメなんですか。
田中委員		皆さんがどう思うかで、ただ、自分はそういう文書を確認したら印を押す。担当者、推進委員、農業委員、それでは確認しますと会長が印を押すのが、現場の書類の報告の在り方だと思います。そして事務局が随時資料をあげて局長として印を押す。こういう方法だと思います。印を押していますとわかるような書類が必要だと思います。
議	長	書面のことはそこまで必要かどうかというのは、皆さんのご意見もあるでしょうけれども、確認作業等は推進委員も農業委員も併せて、正しく手順を踏んでいくと思いますので。
砂川委員		確認で印を押して紙に残すというのもよくわかりますけど、そこまでの必要があるかどうか。仕事量を増やし。確かに、おっしゃっている意味は分かります。しかし、僕は正直言って無駄な労力だと思います。ただ、確認を取れる方向で事務局でつけていただければいいと思います。以上です。
議	長	わかりました。それではこのような方向で進めさせていただきますので、承認お願いいたします。
議	長	それでは検討事項に移りたいと思います。
事務局		お手元に「平成31年度年度農業委員会活動計画(案)」をお配りしています。本日4月の総会に当たります。毎月の総会を記しています。執行部に5月の始めに意見書の回答いただくようお願いしています。皆様には5月に意見書の回答を報告をしたいと思います。主だったものの説明をしたいと思います。6月5日第3回総会では農地パトロールの説明を行いたいと思います。定期総会これは毎年1回行うもので、6月5日(水)白兔会館での開催を予定しています。時間については3時から4時で中身の方は検討中ですので、開始時間はまた連絡したいと思います。白兔会館で定期総会を行いその後懇親会を計画しています。定期総会で平成31年度活動計画・平成30年度点検評価決定を予定しています。7月に農地パトロール。視察研修を7月上旬に予定しています。日程は決めてはみませんが4日から5日木金くらいで先方にはお願いして、と思っています。内容につきましてはブロック会議でお話しいただいた、山陰の先進地を見たいという意見がありましたので、そちらの方にしていきたいと思っています。参加者は昨年度参加していない、推進委員さんと農業委員さんになります。会を代表して行くという事になりますので会長と、職務代理は本年度も参加していただきます。10月ですけれども全国農業新聞推進会議ですが、倉吉が購読日本一になった。鳥取市もアクションを起こしたいと思っています。どうやったら購読が伸びるのか会議でつかみたいと思います。11月農家相談会は毎年ですが、相談を聞き答えていきたいと思っています。11月15日農業委員会特別研修大会は昨年はアロハホールで開催されました。昨年は実際は12月になってからの開催でした。12月に農作業標準受委託料の検討は例年は年を明けで行っていましたが、意見によって12月としております。1月農業者年金の加入推進会議です。おそらく昨年度県内で1番の加入であろう。と皆さんにもご協力いただくためにも予定をしております。3月平成32年度活動計画(案)をお示しいたと思っています。以上です。
議	長	何か聞いてみたいことはありませんか。 (発言なし)
議	長	次に進みたいと思います。2番目の「人・農地プラン(地域の人と農地の現状)について」こちらの方は農政企画課よりパソコンに落していただいております。JA支店単位で、人・農地プランの策定という事で、皆さん会議の方には参加していただいて、意見をいただいていると思いますけれども、それが反映されたものが出来上がっています。 中ほどの、地域の人と農地の現状というように項目が設定されました。ここに地域ごとの現状というものがまとめて書いてあります。担当委員さんは、自分の所の担当で話し合わせたことは、どんな感じだったかなと見ていただくことと、鳥取市全体での現状を皆さんで協力していきたいなということです。地域の人と農地の現状を見させていただいたんですけれども、課題としてはどこも、中山間地の土地と農業者の高齢化と担い手の問題など、とても大変な同じような状態です。 人・農地プラン作成への積極的参加が農業委員、推進委員に求められています。皆さんはコーディネーター役に位置付けられているんですけれども、引き続き話し合い活動は行われますので、その時は活発な意見をお願いしたいと思います。もう少し小さな地域毎の小学校校区などでの話し合いが必要ではないかなと考えています。引き続き少しずつですが、業務を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。 この表がホームページにアップされる予定です。会議が行われた後には更新されます。中心となる経営体で居るのに出ていない場合は声をかけてほしいという事でした。

議 長	はい、どうぞ。
石 谷 委 員	近い将来農地の出し手となる者の農地に記入がありませんが、どう考えればいいですか。
議 長	元々の様式にあるものなので、ここは削除して考えてもらったらいと思います。
事 務 局	「平成31年度県外視察について」ですが、先程の活動計画(案)の中であらかじめ説明してしまいました。候補地の方吸い上げしていますが、個人的に行ってみたい所があれば、候補地の方を絞っている段階ですので、よろしくお願いします。
議 長	はい。4番目の「農業委員会活動記録簿について」お願いします。
事 務 局	毎回、総会の時に出していただいています。活動記録簿についてです。皆様の毎月の活動について、事務局で把握している関係上で、どんな些細な事項でも結構ですので、近所の方から相談を受けたとか、とにかく記録に書いていただきたいと思います。接触なり、農地パトロールを行った。とにかくこまめに記入をしていただくと助かります。
議 長	ありがとうございます。項目が12しかなくて、年金を進めたとかを数えたら12では収まりきれないと思います。積極的に動かれている方は足りないと思います。そういうのはどうしたらいいんですか。
事 務 局	同じページの余白にでも書いていただければ、集計する時にそちらも見ますのでよろしくお願いします。
議 長	はい。ですので積極的に動かれている方、細かいことでも逃さずに、実績ですのでしっかりと記録に残してください。よろしくお願いします。
砂 川 委 員	この間ブロック会議を開催しました。地域の担当者、推進委員等集まりました。農業委員の選考の問題ですが、これからの活動は地域密着型でないといけない。鳥取市の方が来て地縁もないでは世話はできないと思います。将来に渡って地域が残って活動していく部分はJAの存在は大きいと思う。そこをJAは認識し、農業委員会としても鳥取市としても、やはり三位一体で取り組んでいく必要があると思います。
福 安 委 員	各ブロックで出た意見を集約する会議を持つんですよ。
議 長	今予定しておりますのは、各ブロック別の会議を開催されていると思いますので、ここで出た地域の現状ですとか、農業委員会の定数の問題ですとか、それぞれのブロック長に今月中に集まっていたら話し合いをしたいなど思っております。今日この後にグループ長に残っていただいてそのことをお伝えする予定でしたけれど、よろしくお願いします。皆さんに内容をお知らせできるようにしたいと思います。
福 田 収 委 員	先月の4条申請の転用問題の確認で、どういう手順で確認をさせてもらったらいでしょうか。私としては担当が3件ありますが、最終確認は事務局と一緒にしなくてはならないか。3人の日程が合わないと思いますので、何とか簡略できる確認方法はないのでしょうか。
事 務 局	事務局に転用許可が出た分ですと工事の進捗状況と工事の完了報告書という2種類のものが出てきます。2種類のものを受理した場合は、すぐ担当の農業委員さん、推進委員さんにこういう事が出てきましたと郵送させていただきます。その中に文書を入れさせてもらっていますが、現地確認をさせていただきたいので、日程調整をお願いします。と書いていますが、なかなか日程が合わない場合には、3人が3人揃って現地確認が出来ない場合があるかなと思います。事務局は当然、現地確認はさせていただいています。それでも日程条件がそろわない場合は、資料をお送りしますので、この場所でこういった転用案件が出てきたかご存じだと思いますので、それぞれ担当の農業委員さん、推進委員さんで現地確認をいただいて問題なく完了しているとご報告いただければ、事務局はまた現地確認をさせていただきます。
福 田 収 委 員	現地確認をしましたという電話連絡でいいんですか。

事務局	従来の流れで行きますと、3人それぞれで現地確認をした。次の月に議案の中の報告事項で、ここは工事完了報告書に対して現地確認をしました。と報告させていただきます。3人で現地確認が出来ないとご連絡をいただければこのように記載させていただきたいと思います。
福田収委員	ぜひそのようにしてください。よろしくお願いします。
議長	随時不明な事がありましたら、事務局と話し合いながら連絡を取りながらやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
田淵会長職務代理	それでは以上をもって、平成31年度 第1回鳥取市農業委員会総会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。
	閉会 16時30分

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためここに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員